

建設工事設計変更等取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、鳥取県県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）発注の建設工事における協議等の発議から設計変更、契約変更までの取扱いについて、受発注者間の事務の明確化、簡素化を図ることを目的とし、最新の「土木工事設計変更ガイドライン」（平成30年3月7日策定）によるほか、この要領の定めるところによる。

(設計変更)

第2条 設計変更とは、契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。

2 軽微変更とは、工期延伸、重要な構造、主要な工法、位置、断面等の変更に係る以外の設計変更をいう。

(協議等の取扱い)

第3条 受発注者が指示、協議、通知、承諾、報告、提出等（以下「協議等」という。）を行う場合は、工事打合せ簿（別紙1、2参照）により行うこととし、次の各号に定めるに従うこと。

（1）発注者発議は、監督員が下表の承認権者の承認を受けて施行するものとし、受注者は、発注者発議の協議等を受けた場合、受けた日から原則として14日以内に回答すること。

（2）受注者発議は、現場代理人、主任技術者等が行うものとし、発注者は、受注者発議による協議等を受けた場合、速やかに下表の承認権者の承認を受け、原則として受けた日に受注者へ回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、回答期限を回答すること。

（3）発注者は、請負代金額の増減を伴う協議等の場合、工事打合せ簿に概算増減額を明示すること。

（4）紙面の工事打合せ簿は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。

協議等の内容		承認権者
設計変更を伴わないもの		
設計変更を伴わない承諾、受理等		総括監督員
設計変更を伴うもの		
請負代金額の変更を伴うもの	・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が100万円以下のもの	総括監督員
	・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が100万円超から1,000万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの	県土整備事務所長、 県土整備局長又は 港湾事務所長
	・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が1,000万円超のもの	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)
	・軽微変更でないもの	
請負代金額の変更を伴わないもの	・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの ・その他、総括監督員が必要と認めるもの	県土整備事務所長、 県土整備局長又は 港湾事務所長
	上記以外のもの	総括監督員
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)		決裁権者 (知事決裁の場合は部長)

(設計変更の取扱い)

第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。

設計変更の内容	契約変更・別途契約
・請負代金額の増額を伴うもの	[契約変更による] (1) 第3条の承認を受けた軽微変更は契約変更とすることができる。 (2) 軽微変更ではないが、第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約工事と事務的、技術的、施工的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの [別途契約による] (1)、(2) 又は (3) に該当しない場合は別途契約とする。
・請負代金額の減額を伴うもの ・請負代金額の変更が無いもの ・年間維持工事で変更・追加されるもの	[契約変更による]

(契約変更の取扱い)

第5条 設計変更に伴う契約変更、契約の目的を変更、追加する場合は、その都度行うことを原則とする。

2 前項の規定に係わらず、設計変更が軽微変更であって、次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更することができる。

ただし、発注者が必要とする場合、受注者から契約変更を行うよう連絡があった場合等は、速やかに契約変更を行うこと。

(1) 請負代金額の増額を伴わない設計変更

(2) 請負代金額の増額を伴う設計変更の契約変更保留分の累計額が、直近の契約変更前請負代金額の3割以内

3 現場条件が度々変化する場合等、設計変更内容を速やかに確定できない場合、第1項、第2項各号及び第4条の規定に係わらず、設計変更及び契約変更を一時保留することができる。

ただし、現場条件の早期把握に努め、可能な限り速やかに設計変更内容を確定すること。

なお、設計変更内容が確定した後の取扱いは本要領に従うこと。

(現場指示票の取扱い)

第6条 発注者は、災害発生時等、現場の安全確保のため緊急を要する場合、承認権者の承認前に、現場指示票（別紙様式）により受注者へ指示することができる。

2 現場指示票による指示後は、速やかに第3条の規定により事後承認を受けて施行すること。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。